

# 令和8年度保育施設（特定教育・保育施設等） 検査実施方針

令和8年6月17日

子ども家庭部長決定

## 1 基本方針

区は、保育施設（特定教育・保育施設等）に係る指導検査において、次項に掲げる重点項目を中心に、別に定める検査基準に照らして各施設の状況を詳らかにし、関係法令等に違反する事項が判明した場合は改善を求めることにより、施設等の適正な運営とサービスの質の確保並びに利用環境の向上を図る。

また、施設、事業所が法令に違反し、又は運営が著しく適正を欠くために、施設等の経営に著しく支障を及ぼしている場合やそのおそれがある場合、死亡等の重大事故が発生した場合など、速やかに特別指導検査等を実施する。

なお、一時預かり事業や病児保育事業、預かり保育事業を実施する施設については、各検査基準に基づく指導検査を同時に実施する。

乳児等通園支援事業を実施している施設については、当該事業に係る一般指導検査を実施する。なお、私立認可保育所及び幼保連携型認定こども園については本体施設の一般指導検査と同時に実施し、幼稚園及び幼稚園型認定こども園については、当該事業単独で実施する。

## 2 実施内容

「東京都板橋区特定教育・保育施設等に係る指導及び監査実施要綱」及び「東京都板橋区児童福祉施設等指導検査実施要綱」、「東京都板橋区特定子ども・子育て支援施設等に係る指導及び監査実施要綱」による。

## 3 対象施設

- (1) 私立保育所
- (2) 区立保育所
- (3) 地方裁量型認定こども園
- (4) 幼保連携型認定こども園
- (5) 乳児等通園支援事業所（私立保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園）

※上記（5）は現時点での予定である。

## 4 一般指導検査の重点項目

### (1) 運営管理関係

#### ① 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

② 安全対策の徹底

(ア) 在籍児童に見合う基準面積と、保育室の安全は確保されているか。

(イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施、職員や利用児童保護者への周知、並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

① 保育所保育指針の徹底

(ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

(イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

② 児童一人一人に応じた保育の徹底

(ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

(イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

③ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(オ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係(区立保育所を除く。)

① 適正な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理がなされているか。

(イ) 計算書類等は適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。

② 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

③ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

④ 公定価格に係る国通知及び区の規定に基づく給付の適正化

(ア) 公定価格基本分単価及び区が支給する補助金等において充足すべき職員の配置状況は適正か。

(イ) 実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得る等、適正に実施しているか。

5 一般指導検査対象施設等の選定

(1) 選定方針

原則として令和8年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設についても、必要があると認められた場合は実施の対象とする。

(2) 選定方法

原則として一定の周期で計画的に行われるよう施設の選定を行うものとするが、下記の施設についても考慮の上、決定する。

- ① 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- ② 過去の指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設又は改善の状況を確認する必要がある施設
- ③ 新規に開設された施設
- ④ 区立保育園から新たに民営化された施設
- ⑤ 施設調査書を提出していない施設
- ⑥ その他指導検査の実施が必要と判断される施設

6 関係機関との連携及び情報提供

私立保育所との連絡調整と巡回支援指導を担当する保育サービス課及び区立保育所の管理運営、保育所の認可事務を担当する保育運営課と連携していく。

また、福祉部生活支援課が今年度社会福祉法人監査を実施する予定の法人の、主たる事務所である施設については、法人監査と同日に一般指導検査を実施する。

幼稚園及び幼稚園型認定こども園が実施する乳児等通園支援事業に関しては、幼稚園等との連絡調整を担当する学務課と連携していく。